

当日配布

庁議付議事案書

開催・平成29年11月 8日

所管部課	企画財政部企画課	部長	田代雄己	異
件名	東大和市ロゴマークの使用に関する要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
市のブランド・メッセージのロゴマークの使用に関する手続きを定める。				
1) 要綱の概要				
①目的：東大和に対する愛着の醸成、認知度の向上等を促し、市のシティプロモーションに資する。				
②使用対象：誰でも使用することができることとする。ただし、市のシティプロモーションの取組を阻害するとき等を除く。				
③手続き：販売しようとする商品以外の物に使用したときは、使用后、14日以内に市長に報告を行う。ただし、個人的な使用、報道機関の使用等は、報告を不要とする。販売しようとする商品に使用する場合は、あらかじめ使用申請を市長に提出し、承認を得る。				
④料 金：無料とする。				
⑤使用制限：シティプロモーションの取組を阻害するとき、市の施策に支障を及ぼすとき、政治・思想・宗教活動に使用するとき、法令や公序良俗に反するとき等は、使用を認めない。				
⑥免 責：使用の中止、使用承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責めを負わない。				
⑦公 表：市はロゴマークの使用状況について、公表に努める。				
2) 施行期日：決裁日から施行する。				
3) 影響及び効果：ブランド・メッセージの普及とロゴマークの適正な利用が図られる。				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
文書課において審査済み。				
3. 留意事項（問題点等）				
1) 11月4日の産業まつりで実施する「市長と語ろう会」で市民投票の結果を発表				
2) 観光キャラクター「うまべえ」との取扱の違い				
①「うまべえ」は、使用に当たり、全て事前に申請が必要である。				
②ブランド・メッセージのロゴマークは、広く活用を促すために、販売する商品への使用を除き、事後報告としている。				
3) ブランド・メッセージのロゴマークは、市のホームページから誰でも自由にダウンロードできるようにする。				
4) 市民向けに「ブランド・メッセージロゴマーク使用ガイドライン」を別途作成する。				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。